

住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器賃貸借契約書(案)

賃借人茨城県病院事業管理者（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）とは、次の条項により住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器一式の賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、その所有する別紙1記載の機器等（以下「貸借機器」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（貸借機器の設置場所）

第2条 貸借機器の設置場所は、茨城県立中央病院（笠間市鯉淵6528）とする。

2 甲は、乙の了解を得た上で、甲の負担により、貸借機器の設置場所を変更することができるものとする。

（契約期間）

第3条 賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、令和5年1月1日から令和9年12月31日までとする。ただし、契約期間中であっても、令和5年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を解除することができるものとする。

（賃借料）

第4条 貸借機器の賃借料は、総額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とし、その内訳は、月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により甲が貸借機器を使用できなかった期間がある場合は、当該期間の属する月の分の賃借料の月額は、この項に定める月額に当該月の日数に対する甲が貸借機器を使用した日数の占める割合（その割合に小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 賃借料は、経済情勢の急激な変動その他のやむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（賃借料の支払）

第5条 乙は、四半期ごとに、当該四半期分の賃借料の支払を当該期間経過後に書面により甲に請求するものとし、甲は、当該書面を受理した日から30日以内に、当該賃借料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号）第107条第2項各号のいずれかに該当する場合には、甲は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(貸借機器の管理)

第7条 甲は、貸借機器を、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

(貸借機器の保守)

第8条 乙は、貸借機器が当初の機能を保つよう、乙の負担において保守を行うものとする。

ただし、甲の故意又は過失によって修復又は調整の必要が生じた場合に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の保守の内容は、別紙2記載のとおりとする。

3 乙は、第1項の規定による保守を保守会社に委託することができるものとする。

4 乙は、前項の規定による委託を行う場合は、当該委託の理由、委託の内容、委託先、委託先が取り扱う情報、委託先に対する監督の方法等をあらかじめ甲に届け出るものとする。

5 乙は、第3項の規定により委託を受けた保守会社に第19条及び第20条の規定を遵守させなければならない。

(貸借機器の契約不適合等)

第9条 甲は、貸借機器に隠れた契約不適合があった場合は、直ちに、書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに、乙の責任において、貸借機器を正常に使用できるようにハードウェアを修繕し、又はソフトウェアを修復するものとする。

3 甲は、前項の規定による修繕又は修復に要する費用を一切負担しないものとする。

4 甲は、貸借機器に重大な契約不適合がある場合においてその修繕又は修復が困難なときは、乙に確認を求めた上で、この契約を解除することができる。

5 第2項の規定による修繕若しくは修復又は前項の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは、甲は、乙にその賠償を請求することができるものとする。

(貸借機器の滅失等)

第10条 甲は、貸借機器について、滅失、盗難、損傷その他の事故(以下「滅失等」という。)により、乙の所有権が回復する見込みがない場合又は修繕若しくは修復が困難な場合は、乙に確認を求めた上で、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じたときは、乙は甲にその賠償を請求することができるものとする。ただし、当該滅失等が甲の故意又は過失によるものではないときは、この限りでない。

(貸借機器の現状変更)

第11条 甲は、貸借機器について次の行為をしようとするときは、あらかじめ、書面により乙の承諾を得るものとする。ただし、乙がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 装置、部品、付属品等を貸借機器に取り付け、貸借機器から取り外し、又は取り替えること。

(2) 貸借機器を改造すること。

(保険)

第12条 乙は、契約期間中、継続して貸借機器に動産総合保険を付するものとする。

2 前項の動産総合保険契約に要する費用は、全て乙の負担とする。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が故意又は過失によって貸借機器に損害を与えた場合は、甲に対し、その賠償を請求することができるものとする。

2 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。この場合において、前条第1項の動産総合保険により補てんされる金額は、この損害額から控除するものとする。

3 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(貸借機器の譲渡時の措置)

第14条 乙は、契約期間中に貸借機器を第三者に譲渡し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得た上で、甲が貸借機器をこの契約と同一の条件で使用できるよう措置するものとする。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、書面により通告した上で、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により損害が生じたときの賠償に関し必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(貸借機器の返還)

第17条 甲は、貸借機器を返還するときは、甲の費用により貸借機器を原状に回復するものとする。ただし、甲乙協議の上で、現状のまま返還することができる。

2 この契約の終了に伴い生じた貸借機器の運送の経費その他貸借機器の返還に要する経費は、乙の負担とする。

3 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙に貸借機器を返還するものとし、これに要する費用は、同条第1項の規定により契約が解除されたときにあっては契約の解除に至った責めを負う者が、同条第2項の規定により契約が解除されたときにあっては乙が負担するものとする。

4 乙は、貸借機器の返還に際し、契約期間終了後は、機器の撤去及びハードディスクの取り外し作業を実施すること。なお、取り外したハードディスクは甲の所有とすること。

5 貸借機器にインストールする有償ソフトウェアのうち、使用許諾で賃貸等が禁止されているものの使用権は、この契約の終了後、甲に帰属するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第18条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、この契約の履行により知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、第8条第3項の規定による委託の相手方に、前項の守秘義務を遵守させなければならない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

茨城県水戸市笠原町978番6

甲

茨城県病院事業管理者 軸屋 智昭

乙

別 記

1 乙の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した時点において、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集し、又は作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

この契約を履行するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 複写又は複製の禁止

この契約を履行するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等（磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体を含む。以下同じ。）は、複写し、又は複製しないこと。

8 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、その指示に従うこと。

9 返還義務

この契約を履行するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還すること。

別紙2

保守の内容

- 1 システムが常に完全な機能を保つように、調達物品等の障害時保守及び障害回復作業を行うこと。
- 2 次に掲げる作業を、納入業者の責任において確実に実施すること。なお、住民基本台帳ネットワークシステムを安定的に運用するために必要なことは、当該作業以外の作業についても実施すること。
 - (1) 障害時の連絡への対応を行うこと。
 - (2) 障害切り分け作業を行うこと。
- 3 本局からの障害時の連絡は365日24時間受け付けるものとし、障害回復作業は、原則として設置場所において、本局の通常勤務時間（月曜日～金曜日 8：30～17：15）内に行う。

また、本局の連絡後、おおむね2時間以内に設置場所に到達し、障害の切り分けを行うこと。なお、障害の原因がこの調達物品等以外に起因すると認められる場合は、その内容を本局に連絡すること（必要に応じ、維持管理業者等への連絡も行うこと。）。

 - (1) 障害箇所の特定（ハードウェア及びソフトウェア）及び原因除去のための適切な対処
 - (2) 障害回復後の正常動作確認（ハードウェア及びソフトウェア）
 - (3) ユーザの取扱いに起因する障害の場合は、予防のためのユーザ指導及び助言
- 4 保守対象は、今回の調達に含まれる機器一式（ただし、通常の使用で消耗する消耗品は除く。）とするので、設置から撤去までの期間、保守部品（付属品、業務端末導入時のソフトウェアを含む。）を常時保有するとともに、供給及び調達を保証すること。

また、保守作業に使用する交換用部品等が必要となった場合に備え、速やかに入手可能な手段及び経路を確保しておくこととし、即時の保守対応が困難な部品がある場合は、あらかじめ本局に明示し承認を得ること。
- 5 障害時保守及び障害回復作業が完了した場合は、その都度本局に完了報告を行うこと。
- 6 障害時保守にあたり取り外した故障ハードディスクについては、特定個人情報保護の観点より、持ち帰らず本局に納めること。なお、故障ハードディスクの処理（廃棄処理、等）は本局にて実施することとする。